

目 次

I 編・開発許可制度の内容

	ページ
第1章 開発許可制度	
1. 開発許可制度の趣旨	1
2. 用語の定義	2
3. 許可を要しない開発行為	3
4. 事前協議・周辺周知	8
5. 設計者の資格	8
6. 公共施設管理者の同意等	9
7. 開発許可の技術的基準	10
8. 市街化調整区域内における許可基準	11
9. 開発行為の変更許可	16
10. 工事完了の検査	16
11. 工事完了公告前の建築行為等の制限	16
12. 開発行為の廃止	17
13. 公共施設の管理及び敷地の帰属	17
14. 開発許可を受けた土地における建築等の制限	17
15. 開発許可を受けていない土地における建築等の制限	17
16. 地位の承継	18
17. 開発登録簿	18
18. 開発審査会	19
19. 監督処分	20
20. 他の法律との関係	21
第2章 開発許可基準	
1. 法第34条第1号該当業種一覧表	22
2. 法第34条第14号松山市運用基準	24
第3章 開発許可申請等の手続き	
1. 開発許可申請図書の作成について	50
2. 提出図書一覧表	51
3. 設計図書の作成要領	60
4. 市街化調整区域内で行う開発又は建築行為の許可申請に必要な図書	64
5. 工事完了	70
6. 工事検査	73
7. フロー図（許可申請の手順）	74
8. フロー図（市街化調整区域における建築行為等の申請）	75

II 編・開発許可技術基準

第1章 総則	
第1節 目的	76
第2節 予備的調査	76
第2章 公共・公益的施設等	
第1節 基本事項	77
第2節 道路	78
第3節 公園・緑地等	95
第4節 消防水利施設等	97
第5節 排水施設	102
第6節 給配水施設	115
第7節 公益的施設用地	116
第3章 安全措置	
第1節 地盤	117
第2節 擁壁	118
第3節 防災措置	127
第4章 環境の保全	
第1節 基本事項	129
第2節 樹木の保存	129
第3節 表土の保全	130
第4節 緩衝帯及び緑地帯	132
Ⅲ編・様式一覧	
○ 開発行為許可申請書（第29条第1項）	133
○ 開発行為許可申請書（第29条第2項）	134
○ 開発行為変更許可申請書	135
○ 開発行為変更届出書	136
○ 氏名等変更届出書	137
○ 開発区域に含まれる地域の名称の変更届出書	138
○ 資金計画書	139
○ 資力及び信用に関する申告書	141
○ 工事施行者の能力に関する申告書	142
○ 設計者の資格に関する申告書	143
○ 設計説明書	144
○ 公共施設の管理者の同意一覧表	145
○ 公共施設管理予定者との協議一覧表	146
○ 公共施設管理者の同意書	147

○ 管理予定者との協議経過書	148
○ 土地所有者等関係権利者の同意書	149
○ 開発許可等に基づく地位の承継届出書	150
○ 地位の承継の承認申請書	151
○ 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書	152
○ 建築物の特例許可申請書	153
○ 開発行為に関する工事の廃止の届出書	154
○ 工事着手届出書	155
○ 開発行為許可標識	156
○ 工事完了届出書	157
○ 公共施設工事完了届出書	158
○ 工事完了公告後の開発行為に係る軽微な変更承認申請書	159
○ 開発許可工事完了公告後の開発行為に係る区画割変更届出書	160
○ 予定建築物以外の建築物の新築等又は特定工作物の新設の許可申請書	161
○ 建築物の新築、改築若しくは用途変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	162
○ 既存の権利の届出書	163
○ 開発計画事前審査願	165
○ 開発計画説明書	166
○ 開発行為事前協議書	168
○ 新設する公共施設等（用地含む）概要書	169
○ 転居理由書	170
○ 申請書の取下げ願	171
○ 開発登録簿の写しの交付申請書	172
○ 開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	173
○ 協定書	174
○ 農家住宅を必要とする理由書	175
○ 農業用倉庫又は作業場等を必要とする理由書	176
○ 開発行為協議書	177